

「医療費のお知らせ」について

岐阜県医師国民健康保険組合では、年に1回、医療機関を受診した世帯全員の医療費の総額が示してある「医療費のお知らせ」を世帯主さま宛にお送りします。

令和4年1月診療分～12月診療分の医療費通知は、令和5年2月14日から順次発送しました。

【「医療費のお知らせ」の留意事項】

1. 「医療費のお知らせ」通知は、受診された病院や診療所等からの請求にもとづき、支払いが行われた分について作成しており、医療費を請求するためのものではありません。(病院や診療所からの請求が遅れる場合等があるため、同じ月に受診しても支払いは別の時期になることがあります。)
2. 「医療費の総額」は、国民健康保険(当組合)から病院や診療所等に支払われた額と自己が負担した額を合計したものです。
3. 「医療費の総額」には、国民健康保険で認められない証明書代・往診時の車代・差額ベッド料・容器代等は含まれておりません。
4. 「医療費のお知らせ」に関することは、当組合事務局へお問い合わせください。

【確定申告の医療費控除申告に使用する場合の留意事項】

1. 「医療費のお知らせ」通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。
なお、医療費控除の対象となる支出で、本通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。
(この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。)
2. 申告の際、「医療費控除の明細書」の「1医療費通知に関する事項」に記載する「(1)医療費通知に記載された医療費の額」については、本通知の「加入者の支払額」の合計を記載してください。
3. 「加入者の支払額」には、自己負担相当額が記載されています。なお、「加入者の支払額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合(公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費による還付がある場合など)があります。こうした場合には、例えば、「加入者の支払額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。
4. 医療費控除の詳細につきましては、[国税庁のホームページ\(外部サイト\)](#)でご確認いただくか、お住まいの地域を管轄する税務署へお問合せください。

【医療費通知における個人情報の取扱いについて】

世帯主さま宛てに世帯全員の医療費通知をお送りすることは、個人情報の第三者提供に該当しますが、事前に参加者全員の意向を確認することは困難なため、ご本人さまから同意しない旨の連絡がない場合は、国のガイドラインに従い、同意をいただいたものと判断します。医療費通知を世帯主さま宛てに送付することに、同意しない場合は当組合へご連絡をお願いします。